

令和7年度(2025年度)

吹田市福祉保健サービスに係る

苦情処理状況

吹田市福祉保健サービス苦情調整委員

公立保育所での医療的ケアの実施について

[苦情の内容]

公立保育所の利用申込みを行ったが、「医療的ケア検討会議の検討結果を踏まえ、お子様の体調の安定状況、当該施設の設備や受け入れ状況等を総合的に判断し不承諾となりました」との通知が届いた。しかし、この判断基準や手続の内容が記載されておらず、判断の妥当性について疑問が残るため、第三者による確認をお願いしたい。

[委員の意見]

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律第3条・第6条等の趣旨を踏まえれば、受入れ側の保育園としても、出来る限り受け入れられるよう最大限に努力するとともに、やむを得ず受け入れることが出来ない合理的理由がある場合は、その理由を明確に保護者に説明すべき義務があると思料する。

従って、医療的ケア実施不承諾通知書の「医療的ケア検討会議の検討結果を踏まえ、お子様の体調の安定状況、当該施設の設備や受け入れ状況等を総合的に判断し不承諾となりました。」というのは、不承諾の理由としては極めて抽象的で不十分と言わざるを得ない。また、具体的な不承諾の理由は口頭での説明では不十分であり、書面で保護者に対し十分納得できる理由を示す必要があると考えるものである。

その観点から、申立人の質問について具体的に回答されるよう意見を述べるものである。もし、回答ができない項目がある場合は、回答できない理由も具体的に示されたい。

最も大切なことは、医療的ケア児を受け入れた場合、「お子様の安全を守るべき健康管理を十分出来るかどうか」であることは言うまでもないところである。

この観点からすると、お子様の体調の安定状況・受入れ側の保育園の設備や人員配備

等の受入れ状況等を考慮することは当然であるが、これらを最終的に判断出来るのは、主治医と主治医の意見を踏まえて医療的ケア会議における相談医であり、その両者間の意見交換が、手続上、間接的になるとしても何よりも重要であり、今回、必要不可欠だったと思料する。

従って、「医療的ケア実施不承諾通知」に至るまで、受け入れた場合の条件や受け入れることが出来ないと判断する内容等に関し、「お子様の安全を守るために何が必要なのか」等について、主治医と医療的ケア検討会議における相談医との間で、主治医の「集団保育は可能である」との意見に対する相談医の見解が、仮に主治医の判断とは別の見解があった場合は、その理由等が十分主治医や保護者に伝わるべきだったと思うが、それがなぜ、今回主治医と相談医との意見交換が出来る状態にならなかったのかは極めて重要と考えるので、その点を指摘しておきたい。

[市の対応]

申立人の苦情の理由として挙げられている項目の以下の御質問に対して、具体的な説明がされました。

- ・体調のどの部分が不安定と判断されたのか
- ・医療的ケア児の受入れにおける合理的配慮はどのように検討されたのか
- ・保護者が提出した主治医意見書等はどのように扱われたか
- ・施設のどの設備・体制が問題だと評価されたか、
- ・検討会議の参加職種、どの視点から、どのような議論を行ったか、どの意見を根拠に不承諾と判断したか
- ・何を整えれば入園できるのか